

商品概要説明書

(令和7年4月1日現在)

商品名	一般財形貯金
ご利用いただける方	○ J A と財形貯蓄契約を締結している企業の勤労者（年齢制限なし）
期間 (預入期間)	○ 3 年以上
預入方法 (1) 預入方法 (2) 預入金額 (3) 預入単位 (4) 預入貯金の種類	○ 次の賃金から年 1 回以上の定期的な天引きにより預入れします。 月例給与および賞与 月例給与 賞与 ○ 1 回あたり 1 円以上 ○ 1 円単位 ○ 預入日の 3 年後の応当日を満期日とする一口の「期日指定定期貯金」とします。
払戻方法	○ 一部支払、明細支払、概算金支払および全額支払ができます。
利息 (1) 適用金利 (2) 利払頻度 (3) 計算方法 (4) 税金 (5) 金利情報の入手方法	○ 預入時の約定利率を満期日まで適用します。 ○ 払戻時に一括して支払います。 ○ 付利単位を 1 円とした 1 年を 365 日とする日割計算で 1 年ごとに複利計算をします。 ○ 20.315%（国税 15.315%、地方税 5%）※の分離課税となります。 ※2037 年 12 月 31 日までの適用となります。 ○ 金利は店頭の金利表示モニターに表示しています。
手数料	－
付加できる特約事項	－
中途解約時の取扱い	○ 満期日前に解約する場合は、期日指定定期貯金の中途解約の取扱に準じます。
貯金保険制度 (公的制度)	○ 保護対象 当該貯金は当 J A の譲渡性貯金を除く他の貯金等（全額保護される貯金保険法第 51 条の 2 に規定する決済用貯金（当座貯金・普通貯金・別段貯金のうち、「無利息、要求払い、決済サービスを提供できること」という 3 条件を満たすもの）を除く。）と合わせ、元本 1,000 万円とその利息が貯金保険により保護されます。
苦情処理措置および 紛争解決措置の内容	○ 苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支所または信用部信用課（電話：086-225-9835）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03-6837-1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○ 紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 信用部信用課または J A バンク相談所にお申し出ください。 岡山弁護士会（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。）
その他参考となる事項	○ 「退職等に関する通知書」（退職した日から 6 か月以内）が提出された場合には、通知書受領月の翌月から積立を中止します。

J A 岡山